

□ 新規表示登録申請に際して提出を要する書類一覧（解説）

1 登録申請書等

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
1	登録申請書	運用細則別記様式第1号	○	○	1部	様式第1号
2	点検を実施する消防用設備等の種類	運用細則別記様式第2号	○	○	1部	
3	消防設備士・消防設備点検資格者名簿	運用細則別記様式第3号	○	○	1部	
4	消防用設備等点検機器・工具保有一覧表	運用細則別記様式第4号	○	○	1部	
5	消防用設備等点検業務提携先一覧表	運用細則別記様式第5号	○	×	1部	

2 添付書類（審査基準上必要となる書類）

(1) 審査基準1「消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること」に係る書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
6	有資格者が申請者である法人等に所属していることを証明できる書面	運用細則第3条第2項第1号ア(ア)、(イ)	○	○	各1部	社会保険被保険証や雇用保険被保険者通知書等のコピーなど第三者による証明がなされている書面が必要です。
7	有資格者が保有する資格を証明する免状等の写真	運用細則第3条第2項第1号ア(ウ)	○	○	各1部	申請者である法人等に所属する消防設備士又は消防設備点検資格者であることを証明する免状等のコピー。法律で義務づけられている資格取得の講習を受講していることを確認できる部分のコピーが必要です。

(2) 審査基準2「適正な点検を行うために必要な機器工具有していること」に係る書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
8	点検に必要な機械工具有他の法人等から借り受けている場合には、機械工具の賃貸借契約を証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号イ(ア)	○	○	各1部	賃貸借契約書のコピー等が該当します。
9	運用細則別記様式第4号の注意書き4に規定する「主な点検機器」に該当する場合には、その点検機器の写真	運用細則別記様式第4号注意書き4	○	○	各1部	① 運用細則別記様式第4号次表に掲げる「主な点検機器」に該当するものは、写真が必要です。 ② 製造者名、型式、仕様等の刻印があるものは、その刻印を撮影した写真を添付してください。 ③ 写真は、A4版の写真台紙（普通の紙で構いません。）に貼り付けて、機器の種類が判るように表示してください。

(3) 審査基準3「消防用設備等の点検業務を継続して行うことができる経済的基盤を有していること」に係る書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
10	点検業務を実施する人員の中に、点検業務の全部又は一部を委託する事業所に所属する者が含まれる場合には、その者の所属する事業所の名称、代表者名等を確認できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(ア)	○	×	各1部	
11	「市町村条例等に基づく届出」 市町村の火災予防条例等により、消防用設備等の業を行う事業所としての届出が義務づけられている場合には、その届出がなされており、それを証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(ウ)	○	×	各1部	宮崎市消防局管内の事業所のみが該当します。
12	機械工具有及び資機材等を搬送するために必要な運搬手段を保有し、それを証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(エ)	○	×	各1部	車検証や自動車税の納税証明書のコピーなどが該当します。
13	社会保険（健康保険又は厚生年金保険）又は労働保険（雇用保険又は労災保険）に加入し、それを証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(オ)	○	×	各1部	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険のうちいずれか一つの証明書類。加入義務のない事業者は、添付の必要はありません。
14	必要に応じて連絡が取れる事務所等を有しており、それを証明できる文書	運用細則第3条第2項第1号ウ(カ)	○	×	各1部	固定資産の納税証明書のコピー。（市税又は県税も可）

□ 表示登録更新申請に際して提出を要する書類一覧

1 表示登録更新に必要な書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
1	登録更新申請書	運用細則別記様式第10号	○	○	1部	様式第10号
2	点検を実施する消防用設備等の種類	運用細則別記様式第2号	○	○	1部	
3	消防設備士・消防設備点検資格者名簿	運用細則別記様式第3号	○	○	1部	
4	消防用設備等点検機器・工具保有一覧表	運用細則別記様式第4号	○	○	1部	
5	消防用設備等点検業務提携先一覧表	運用細則別記様式第5号	○	×	1部	

2 審査基準上必要となる書類

(1) 審査基準1「消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること」に係る書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
6	有資格者が申請者である法人等に所属していることを証明できる書面	運用細則第3条第2項第1号ア(ア)、(イ)	○	○	各1部	社会保険被保険証や雇用保険被保険者通知書等のコピーなど第三者による証明がなされている書面が必要です。
7	有資格者が保有する資格を証明する免状等の写し	運用細則第3条第2項第1号ア(ウ)	○	○	各1部	申請者である法人等に所属する消防設備士又は消防設備点検資格者であることを証明する免状等のコピーで、法律で義務づけられている資格取得の講習を受講していることを確認できる部分までのコピーが必要です。

(2) 審査基準2「適正な点検を行うために必要な機器工具を有していること」に係る書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
8	点検に必要な機器工具を他の法人等から借り受けている場合には、機器工具の賃貸借契約を証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号イ(ア)	○	○	各1部	賃貸借契約書のコピー等が該当します。
9	保有している機器工具の製造者名、型式(校正が義務づけられている機器工具にあっては、校正年月日を含む。)を確認できる書類が添付されていること。	運用細則第3条第2項第1号イ(イ)	○	○	各1部	① 主な点検機器工具を記入してください。 ② 製造者名、型式、仕様等の刻印があるものは、その刻印を撮影した写真を添付してください。

(3) 審査基準3「消防用設備等の点検業務を継続して行うことができる経済的基盤を有していること」に係る書類

番号	書類名	根拠	提出を要する会員		部数	説明
			1号会員	2号会員		
10	点検業務を実施する人員の中に、点検業務の全部又は一部を委託する事業所に所属する者が含まれる場合には、その者の所属する事業所の名称、代表者名等を確認できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(ア)	○	×	各1部	
11	「市町村条例等に基づく届出」 市町村の火災予防条例等により、消防用設備等の業を行う事業所としての届出が義務づけられている場合には、その届出がなされており、それを証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(ウ)	○	×	各1部	宮崎市消防局管内の事業所のみ。
12	機械工具及び資機材等を搬送するために必要な運搬手段を保有し、それを証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(エ)	○	×	各1部	車検証のコピーや自動車税の納税証明書のコピーなど。
13	社会保険(健康保険又は厚生年金保険)又は労働保険(雇用保険又は労災保険)に加入し、それを証明できる書類	運用細則第3条第2項第1号ウ(オ)	○	×	各1部	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険のうちいずれか一つの証明書類。加入義務のない事業者は、添付の必要はありません。
14	必要に応じて連絡が取れる事務所等を有しており、それを証明できる文書	運用細則第3条第2項第1号ウ(カ)	○	×	各1部	事務所等の固定資産税の納税証明書のコピーなど。(市税又は県税も可)